

（平成31年4月1日現在適用中）

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ JA住宅ローン（借換応援型）
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAの組合員または組合員以外で個人の方。 ※JAの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。 ・ お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方。 ※最終ご返済時の年齢が満80歳以上の場合は、ご本人と同居または同居予定の満20歳以上のお子様を連帯債務者とする（親子リレー返済）によりお借入れが可能となります。その場合、連帯債務者となるお子様につきましても、JAの組合員である必要があります。 ・ 前年度税込年収が300万円以上ある方。 ※個人保証の場合は、前年度税込年収が400万円以上ある方。また同居の配偶者を連帯債務者とし所得合算する場合は、どちらか一方の前年度税込年収が300万円以上であり、合算後の前年度税込年収が400万円以上であること。 ※同居される配偶者、もしくは、親子リレー返済にかかるお子様を連帯債務者として、所得合算をすることができます。その場合、所得合算対象者につきましても、申込者と同じ条件が適用となります。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得とし、過去3か年の各年の所得金額が300万円以上ある方。また、JAとの取引が1年以上あり、かつJA所定の取引等がある方を対象とします。 ・ 勤続年数が1年以上の方。 ※自営業者の方は営業年数が3年以上の方。 ・ 団体信用生命共済に加入できる方。 ※共済掛金は、JAが負担します。 ・ その他、JAが定める条件を満たす方。
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人またはご家族が常時居住する住宅および土地を対象とし、次のいずれかの使途であること。 <ul style="list-style-type: none"> ①現在、他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換に伴う諸費用 ②借換とあわせた増改築、改装、補修 ③上記②に付随して発生する、家電・家具の購入費用（合計150万円を限度とする） ※借地上の住宅は土地所有者が住宅の敷地を担保提供した場合に限り対象となります。 ※JAの住宅ローンのお借換えにはご利用いただけません。
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上35年以内（1か月単位） ※ただし、原則として現在お借入中の住宅ローンの範囲内とします。また、複数お借換えやお借換えと同時に増改築を行う場合の貸出期間は加重平均で算出します。

5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上5,000万円以内（1万円単位） ※原則として、所要額の範囲内とします。
6. ご融資利率	<p>次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利型 最終返済時までご契約の金利が適用されます。 ・ 固定金利選択型（3年・5年・10年固定コース） <ul style="list-style-type: none"> ①新規お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ②固定金利期間終了時に際して、固定金利選択のお申し出がない場合やJAに対するお支払いが滞っている場合、JAが債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、固定金利を再選択することはできず変動金利に切替させていただきます。 ・ 変動金利型 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、それぞれ6月および12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。ただし、元利均等返済の場合、お借入利率の変更にかかわらず毎月のご返済額は5年間一定となります。ご返済額は5年毎に再計算した結果増額になる場合でも、新たなご返済額はそれまでの毎月のご返済額の1.25倍以内とします。 なお、基準金利が大幅に変動した場合は、上記以外の日に適用利率を変更する場合があります。 ・ 次の条件を満たす方は、固定金利型、変動金利型の場合は年0.3%、固定金利選択型で当初固定金利特約期間が3年の場合は年1.40%、5年の場合は年1.65%、10年の場合は年2.10%を店頭表示金利から差引させていただきます。 また、固定金利選択型をご利用の場合で、当初固定金利特約期間が終了し再度固定金利期間をご選択される場合も、金利引下げ条件を満たす方の場合はその時点の店頭表示金利より上記金利を差引させていただきます（固定金利選択型をご利用の場合で、再度固定金利期間をご選択時に金利引下げ条件の該当項目が1項目の場合については、店頭表示金利より年0.5%の引下げとなります）。 ただし、お借入後、条件を満たさなくなった場合やご返済が遅延した場合は、差引前の店頭表示金利まで引上げさせていただきます。 【金利引下げ条件】 次のお取引または条件のうち2項目以上満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与振込契約 ・ 年金受取（同居家族または父母、祖父母） ・ 定期積金（本人または同居家族） ・ 定期貯金（本人または同居家族） ・ 財形貯金 ・ JAカード保有（本人または同居家族） ・ すまいるFカード保有 ・ 防犯モデル戸建て住宅認定制度の認定を受けた住宅を建設

	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替取引3項目以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>口座振替取引の種類 以下の11項目が対象 電話（携帯電話を含む）、電気、ガス、水道、NHK、税金、学校の授業料、保育料（幼稚園・保育園）、新聞代金、ケーブルテレビ料金、JAカードでの公共料金決済</p> <p>《注意》 ①税金・・・・・・・・・・住民税、固定資産税、自動車税、国民健康保険料などが対象となります。</p> <p>②JAカードでの・・・カウント方法は、公共料金の種類ごとに1項目として公共料金決済 計算し、公共料金決済複数の公共料金の口座振替取引は累計されます。（例：JAカードで“電気”と“電話”を決済＝2項目）</p> <p>なお、“公共料金”には、学校の授業料、幼稚園・保育園の保育料、新聞代金、ケーブルテレビ料金も含まれます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・既にJAでお借入がある方で過去1年以上延滞の無い方 ・福井県農業信用基金協会の保証が受けられる方 						
<p>7. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率につきましては、JA窓口までお問い合わせください。 						
<p>8. ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる返済方法） ・毎月元金均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）における元金が一定金額となる返済方法） <p>※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年2回のボーナス返済の割合は、お借入額の50%以内（10万円単位）とします。</p>						
<p>9. 担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、ご融資対象住宅およびその土地に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 						
<p>10. 保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。 						
<p>11. 保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一括前払い方式 お借入れ時に一括して金額・期間に応じた保証料（年0.09%～0.20%）をお支払いいただきます。また、別途一律保証料30,000円をお借入れ時にお支払いいただきます。 ※一括前払い方式には、割引特典が有ります。 ※保証料率は、福井県農業信用基金協会の審査により決定します。 ・個人保証の場合は、保証料はいただきません。 						
<p>12. 団体信用生命共済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命共済に加入していただきます。 ※共済掛金はJAが負担いたします。 ※原則として連帯債務の場合は、連帯債務者全員が団体信用生命共済の加入が必要です。 ※さらに、下記の団体信用生命共済（特約保障）を付加することができますが、お借入利率は、下表記載の加算金利分が上乗せとなります。（お借入の方のご負担） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団体信用生命共済（特約保障）</td> <td>加算金利</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（特約保障）	加算金利	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
団体信用生命共済（特約保障）	加算金利						
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						

13. 9大疾病補償 保険	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%
14. 火災共済 (保険)	<ul style="list-style-type: none"> 担保物件について火災共済（保険）に加入していただきます。なお、借地上の建物など、JAが指定する保証機関の所定の審査基準により、ご加入いただいた火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがあります。 ※共済（保険）金額は建物の時価相当額、期間はお借入期間以上とします。 (継続により加入も可能)
15. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 次の手数料が必要となります。詳しくはJA窓口までお問い合わせください。 ①全額繰上返済手数料 ②一部繰上返済手数料 ③条件変更手数料 等
16. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776-27-8222）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたは福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
17. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。

・ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。